

大阪府規則第四十一号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成二十七年大阪府規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土砂の搬入の報告) 第十五条 (略)</p> <p>2 条例第十五条第一項の規定による土砂の汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）別表第四又は別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ別表第四又は別表第五の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第三条第一項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書面であつて知事が別に定めるものにより行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により難いときは、条例第十五条第一項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壌汚染対策法施行規則別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(土砂の搬入の報告) 第十五条 (略)</p> <p>2 条例第十五条第一項の規定による土砂の汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）別表第三又は別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ別表第三又は別表第四の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第三条第一項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書面であつて知事が別に定めるものにより行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により難いときは、条例第十五条第一項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壌汚染対策法施行規則別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。